策定年度	平成17年度
目標年度	平成25年度

# 三木町地域水田農業ビジョン

# 三木町地域水田農業推進協議会

策	定	平成17年4月26	日
一部引	)	平成 18年4月14	日
一部引	<b></b>	平成19年4月24	日
一部員	<b></b>	平成 20 年 4 月 25	日
一部員	)	平成 21 年 3 月 9	日
一部引	)	平成21年4月	日

# 目 次

1 地域水田農業改革の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・1
2 水田農業の現状と目標及びその目標に向けての具体的な取組・・・・・・・2
(1) 作物の作付け及びその販売計画・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) 担い手の育成と利用集積・・・・・・・・・・・・・・・・6
(3) 集落営農の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(4) 高度利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(5)米の地産地消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・7
3 地域水田農業ビジョン実現のために必要な事項・・・・・・・・・7
(1) 水田農業構造改革交付金の活用方法・・・・・・・・・・・・7
(2) 水田農業構造改革交付金(産地 <u>確立</u> 対策)の交付対象者・・・・・・・・7
(3) 水田農業構造改革交付金(産地 <u>確立</u> 対策)の交付対象作物及び交付単価
(3) 水田農業構造改革交付金(産地 <u>確立</u> 対策)の交付対象作物及び交付単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<del></del>
•••••
(4) 稲作構造改革促進事業について・・・・・・・・・・・8
(4) 稲作構造改革促進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 稲作構造改革促進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 稲作構造改革促進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 稲作構造改革促進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1 地域水田農業改革の基本的な考え方

三木町は、香川県東部に位置し、本町の面積は75.78k㎡、東西は5.8km、南北は18.4kmで、南北に細長い地形をしている。また、本町は温暖少雨の瀬戸内海式気候で、町の中山間部(南部)は、平野部(北部)に比べて気温は低く降水量は多い。

本町の農業は、総農家戸数 2,037 戸、水田本地面積 1,300ha、農業産出額 313 千万円(第 54 次香川農林水産統計年報)となっている。農家 1 戸当たりの水田本地面積が約 63a という規模の零細性を農地の高度利用と労働集約的な経営で補い、米麦を基幹に野菜、畜産、果樹、花卉などを組み合わせた複合経営を特色としている。

表、大豆・飼料作物は、需給面からは生産拡大を推進する作物であり、機械化・大規模 化により労働時間あたりの収益性を高めることが必要である。一方、土地面積当たりの収 益性は相対的に低く、多数に分散している小規模な取り組みでは経営的に限界があるため 担い手へ集積を進め、品質・生産性の向上を通じて、経営・地域全体として所得向上と安 定を図りつつ、表、大豆・飼料作物等の本格的生産を定着又は拡大していくこととする。

また、消費者や実需者のニーズに対応した生産を進めることが重要であることから、生産技術の改善・徹底による品質向上、大規模化や機械施設の有効利用など生産コストの低減、作付面積の拡大や広域集荷によるロットの拡大など、品質・ロットの向上を図る。

野菜やたばこ等その他の作物については、水田農業の基幹作物として米・麦・大豆との組み合わせにより定着しているが、近年、高齢化や産地間競争が激化していることから、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、機械化による低コスト・省力生産、出荷調整施設の整備などを推進し、既存産地を中心に維持・拡大しつつ、計画的生産を図る。

このほか、水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)の施行にあたり、一定要件を有する認定農業者及び集落営農組織(特定農業団体)等担い手の育成と確保を支援するとともに同対策に加入しない生産者については、効率的かつ安定的な農業経営が図られるよう個人・集団を問わず、相談機能の充実、経営研修、意欲ある女性の能力を十分に発揮できるための研修等を通じて一定要件を満たす担い手への誘導を推進する。なお、当面の間、担い手以外の生産者に対し米価下落発生時においては、稲作構造改革促進交付金から米価下落による減収の一部を補う支払いシステムの構築を行う。

- 2 水田農業の現状と目標及びその目標に向けての具体的な取り組み
- (1) 作物の作付け及びその販売計画
- ①作付計画

(単位:ha)

It the to	TH VO	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 25 年度	
作物名	品種	現の況	目標	目標	目 標
	コシヒカリ	332.2	350.0	350.0	350.0
	ヒノヒカリ	261.0	300.0	300.0	300.0
→ 和	はえぬき	68.3	80.0	80.0	80.0
水稲	その他うるち	34.7	37.7	27.7	17.7
	<b>5</b>	9.9	10.0	10.0	10.0
	計	706.1	777.7	767.7	757.7
	さぬきの夢 2000	112.2	115.0	155.0	190.0
麦	イチバンボシ	5.5	7.0	20.0	31.0
	計	117.7	122.0	175.0	221.0
	フクユタカ	4.4	5.0	5.0	5.0
大 豆	香 川 黒	17.1	20.0	23.0	25.0
	計	21.5	25.0	28.0	30.0
飼料作物	ソルガム等	16.6	18.0	19.0	20.0
	きゅうり	4.5	5.0	5.0	5.0
	いちご	20.6	21.0	21.0	21.0
	アスパラガス	3.2	3.5	4.0	4.5
	トマト	0.9	1.0	1.0	1.0
野 菜	なばな	5.3	6.0	6.5	7.0
	ブロッコリー	4.9	5.5	6.0	7.0
	レタス	1.2	1.5	1.5	1.5
	オ ク ラ	1.2	1.5	1.8	2.0
	計	41.8	45.0	46.8	49.0
たばこ	第1黄色種バージニア 115	15.2	15.0	15.0	15.0

## ②販売計画

(単位:t)

(F					(十1年:0)
作物名	品種	現況	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
1 1 1 2 2 1	口口 1里	5亿亿	目 標	目 標	目 標
	コシヒカリ	709	790	790	790
	ヒノヒカリ	839	978	978	978
→	はえぬき	198	240	240	240
水稲	その他うるち	22	37	27	17
	<b>5</b>	6	10	10	10
	計	1,774	2,055	2,045	2,035
	さぬきの夢 2000	401	460	620	760
麦	イチバンボシ	18	28	80	124
	計	419	488	700	884
	フクユタカ	1	1	1	1
大 豆	香 川 黒	15	16	23	25
	計	16	17	24	26
飼料作物	ソルガム等	_	_	_	_
	きゅうり	315	350	350	350
	いちご	618	630	630	630
	アスパラガス	6	7	8	9
	トット	6	7	7	7
野 菜	なばな	53	60	65	70
	ブロッコリー	49	55	60	70
	レタス	24	30	30	30
	オ ク ラ	12	15	18	20
	計	1,083	1,154	1,168	1,186
たばこ	第1黄色種バージニア 115	40	45	45	45

#### ③ 生産及び販売・流通方針

#### ア水稲

需要に応じた計画的生産を基本に、気象や土壌の自然条件等、地域の生産環境に適した品種、肥培管理方法の確立や栽培技術の高位水準化に努め、品質・食味の向上と生産の安定を図る。

特に、水田を有効に活用し、麦・大豆・飼料作物の本格的生産により、水田農業経営の確立を図る観点からも、合理的な作付体系とともに水稲の品種別作付計画の検討・誘導を進める。平坦部で水稲単作となっている地域においては、水稲と麦との二毛作を定着・拡大するため、麦との組み合わせ可能な品種・作期への誘導を進める。

また、コシヒカリの早期栽培については、品質・食味の向上を図る観点から中山間地域での作付けを主体とする。

販売については、市場評価が高い米づくりや地産地消を目指した米づくりを考慮した 計画的生産及び計画出荷を図る。

#### イ 麦

麦は、温暖寡雨な気象条件に適した作物で、生産性の高い土地利用型農業を確立する 基幹作物として、また水田裏作の有効利用による水田農業経営の確立を図る観点からも 重要な作物であり、担い手への土地利用集積を進めながら生産拡大に努める。

小麦については、「さぬきの夢 2000」に適した栽培管理技術の徹底により品質の向上 と生産の安定を図る。販売面では、讃岐うどん用の原料としての県内需要に対して十分 な供給ができていないため、生産を拡大して県内消費中心の販売拡大を図る。

はだか麦については、「イチバンボシ」による安定生産を進める。また、需要のバランスを考慮した計画的な生産及び品質向上に努め、販売を促進する。

#### ウ 大豆

黒大豆は、小規模面積での生産が主体となっており、主産地の形成が課題である。今後は麦との組み合わせによる作付体系の中で大規模農家や集団・集落営農による大規模な生産の拡大と機械の共同利用などにより、産地化とコスト低減を図る。また、大粒化や生産の安定を図る観点から、在来丹波黒の優良系統の選抜や優良種子の確保対策を進める。販売面については、契約栽培を推進して販売の安定を図る他、学校給食への利用

等、地元消費も推進する。

白大豆については、需要に見合った計画的生産を図る。

#### 工 飼料作物

地域の気象条件やほ場の排水条件、飼養内容、作業内容や機械化体系など経営に適した優良草種・品種の導入を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、農地の流動化や利用計画に基づく、転作田での飼料作物の作付けを行う。

#### 才 野菜

本町の野菜は恵まれた自然条件のもとで、施設の普及や水田の有効活用により、生産の周年化、多様化が進み、大都市圏への供給基地として発展してきた。しかし、近年は輸入作物の増加と消費の減退による価格の低迷に加え、高齢化・担い手不足による農家の生産意欲は低下し、特に重量野菜の敬遠などで減少しつつある。

また、国外を含めた産地間競争が激化しており、生産及び流通の機械化・省力化を図り、高品質で付加価値の高い野菜を安定的に生産できる体制整備が重要である。

そのため、野菜指定産地を中心とした主要産地の維持・外縁拡大や地域の特色を生かした個性的な野菜産地の育成を図るとともに、土地基盤整備や施設化の促進、集出荷施設等により、担い手の生産規模の拡大を進めるとともに、労力配分を考慮した生産性の高い競争力のある野菜産地の普及・定着化を推進する。

販売については、個性的で付加価値の高い農産物を安定的に生産する体制を整備する ことでロット確保を図る。また、産地の有利性を活かせるように学校給食への導入など で地産地消を推進し、販売拡充に努める。

#### カたばこ

たばこについては、県内でも屈指の作付面積があり、水田農業経営の基幹作物として 定着している。また、共同乾燥施設が整備されたことにより、労力の大幅な軽減が図ら れ、更なる高品質化が期待される。

今後は、経営規模の拡大や新規栽培者の育成・確保に努める。

#### (2) 担い手の育成と利用集積

(単位:人、ha)

	現状 (平成20年度)		目標(平成25年度)	
	人数等	集積面積	人数等	集積面積
個人・法人	4 9	135.7	5 5	150.0
認定農業者	3 8	118.0	4 1	125.0
うち水田所得経営安 定対策加入者	1 4	69.0	1 7	75.0
その他	1 1	17.7	1 4	25.0
集落営農組織等	7	526.6	7	560.0
特定農業団体	5	526.6	5	550.0
うち水田所得経営安 定対策加入者	5	526.6	5	550.0
その他	2	0.0	2	10.0
合 計	5 6	662.3	6 2	710.0
うち水田所得経営安定 対策加入者	1 9	595.6	2 2	625.0

栽培管理の一貫化、大型機械の効率利用、大ロットでの出荷・販売により、品質・生産性の向上を図りながら麦・大豆・飼料作物の生産を定着・拡大していく観点から、担い手への土地利用集積を進め水田農業経営の確立を図ることが必要である。

このため、受け手となる担い手農家(受託者)の育成と出し手農家(委託者)の掘り起こし、水田の貸借や基幹作業について調整など地域における担い手への土地利用集積の取組を関係機関・団体が一体となって推進する。

また、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営経理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

従って、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の 充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う 人材の育成を積極的に推進する。

#### (3) 集落営農の推進

組織構成員の高齢化や非農家世帯の混在化等による活動環境悪化のなかで、集落営農組織の活動を強化するため、地域農業の担い手集団の育成、営農機械施設の有効利用や

作業の共同化等による生産組織の活性化・強化に向けて、組織内で積極的に話し合える場を提供するとともに地域のリーダーの育成と組織構成員の世代交代について重点的に指導・助言を行う。さらに、農地の有効利用、地域に適した作物の導入、生産物の高品質化・収量の安定化および活動単位の拡大による単位面積当たりの作業省力化に重点を置き、農業経営基盤の強化し、水田農業経営の確立を図る。

#### (4) 高度利用等

水田については比較的乾田が多く、また麦作による水田裏作が定着している。このため、既存の麦産地を中心に担い手等への集積をさらに推進するとともに、米を作付けない水田については、麦・大豆・飼料作物体系により水田の利用率を一層高めていく。

#### (5) 米の地産地消の推進

米の品質向上と「売れる米づくり」を推進していく。また、新鮮で安心して食べられる地場産米を地元に安定的に提供することで、生産者と消費者が農業と食糧について互いに理解を深め協調することのできる体制づくりを推進する。

#### (6) 調整水田等不作付地の活用対策

食料自給力・自給率向上を図るために維持管理されつつも作物作付されてない農地の 活用が今後重要であり、これら農地へ現在重点作物と位置付けられている、麦、大豆重 点に推進する。

さらには飼料用稲、飼料米等の生産についても今後検討を加え不作付の解消を図る。

#### 3 地域水田農業ビジョン実現のために必要な事項

### (1) 水田農業構造改革交付金の活用方法

地域における推進作物の作付計画の実態に応じて交付金を交付する。

#### (2) 水田農業構造改革交付金 (産地確立対策) の交付対象者

集荷円滑化対策の拠出者であり、米の生産調整の達成者であるとともに、米・麦・大豆については、原則、農業共済に加入している必要がある。なお、円滑な生産調整の実施や担い手の経営を支援する観点から、土地所有者が技術的な作業を行っていない場合

- は、受取者は原則として実際の農作業従事者とする。
- (3) 水田農業構造改革交付金(産地確立対策)の交付対象作物及び交付単価 基本部分作物単価は以下のとおりとする。

生産調整の円滑な推進単価は次のとおりとする。

区 分	交 付 単 価
生産調整達成者	上限 5,000円/1戸

重点振興作物の生産に対する助成単価は次のとおりとする。

区 分	交 付 単 価
麦	10,000 円/10a
大 豆	10,000 円/10a
飼料作物 (青刈とうもろこし、ソルガム、イタリアンライグラス、スーダングラス、青刈稲)	10,000 円/10a
推進野菜 (アスパラガス、いちご、きゅうり、たばこ、トマト、なばな、ブロッコリー、レタス、オクラ)	10,000 円/10a

重点振興作物の生産拡大に対する助成単価は次のとおりとする。

区分	交 付 単 価
麦	10,000 円/10a
大 豆	10,000 円/10a
飼料作物 (青刈とうもろこし、ソルガム、イタリアンライグラス、スーダングラス、青刈稲)	10,000 円/10a
推進野菜 (アスパラガス、いちご、きゅうり、たばこ、トマト、なばな、プロッコリー、レタス)	10,000 円/10a

担い手への助成単価は以下のとおりとする単価は次のとおりとする。

区分	交 付 単 価
麦	35,000 円/10a
大豆	35,000 円/10a
飼料作物	07 000 HI 40
(青刈とうもろこし、ソルガム、イタリアンライグラス、 スーダングラス、青刈稲)	35,000 円/10a

高度利用加算単価は次のとおりとする。

区	分	交付単価
前作	後作	文 17 平 個
飼料作物	飼料作物	10,000 円/10a
麦	大豆	10,000 円/10a
麦	飼料作物	10,000 円/10a

#### (4) 稲作構造改革促進事業について

水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)収入減少影響緩和対策加入者以外の者を対象に米価減収5割までの補てんとする。

### (5) 農業者等別生産目標数量の配分方針について

農業者等別生産目標数量の配分方針は本対策の取組内容とあわせて三木町地域水田農業推進協議会において検討し、JAに助言を行い、JAと町で調整して決定する。

#### (6) その他の活用事業

水田等有効活用促進交付金及び耕畜連携水田活用対策事業を活用する。 国や県の補助事業を活用し、水田農業ビジョンの推進に努める。

#### 4 担い手の明確化

生産調整の協力者を対象に、担い手の採択基準を設定し、将来の担い手の確保方策について検討する。担い手リストについても、採択基準に基づき、整備していく。

#### 【担い手の採択基準】

- ○個人・法人
- ・土地利用型作物の作付者

水田台帳及び農家基本台帳の水田面積(作業受託面積を含まない)が概ね2ha 以上の者

認定農業者にあっては、目標年における作付面積が上記に達する者 作物作付状況により、協議会長が担い手と認める者

・地域水田農業ビジョンで推進する地域特例作物の生産農家で、担い手と認められる者 栽培面積

・畜産農家等で担い手と認められる者

#### ○集団

- ・3名以上の構成員があり、定められた規約のもとに運営される集団
- ・面的にまとまりのある地域農業を担う集団
- ・集団内における主たる土地利用型作物、または、推進する地域特例作物等の作付の主要作業を、集団自らにより全体の8割以上の面積で実施
- ○特認団体
- ・特定農業団体等の特に協議会長が認める団体
- 5 地域水田農業ビジョン及び担い手リストの見直し

地域水田農業ビジョン及び担い手リストについては、毎年見直しを行う。また、必要が あれば、修正等の変更を行っていく。

別表1 地域水田農業ビジョン推進上の地区

	鹿伏東北、鹿伏東南、鹿伏、茶園、花枝、上池東、上池西、砂入、大塚、
	天神町、桜町、柳町、宗戸南、宗戸中、宗戸北、池戸下所、高尾、鍋渕、
平井地区	西浦谷、深谷、風呂谷、戸敷、立石、柿谷、北地、中谷、小谷、南地、
	馬場、小原、四角寺、香蓮寺、尾崎、宮浦東、宮浦西、山田、平尾、高
	野、荒木、川西、登松、宮前甲、宮前乙、川東南、川東北、平木下所南、
	平木下所北、戸敷中
	横井、天満、二区、三区、四区、西鹿庭、竹尾、出水、花折、広野、中
神山地区	山、堂ヶ平、津柳南、津柳北
;	柳原、北天枝、南天枝、西地、砂古、中北、中西、中東、穴田、上田中、
	四十塚、赤坂、高津、寺ノ浦、中原、高原、北石塚、中石塚、南石塚、
田中地区	東石塚、上宮尾、下宮尾西、下宮尾東、奥の堂、下吉谷、中吉谷、上吉
	谷、本村下、本村中、本村上、中連、乃生、小川下、足田打、二ノ坂、
;	北谷、空分、中筋、下分、下所、大畑、中免東、中免西
	下氷上、長楽寺、川原、丸岡、嶽、東青岸、西青岸、氷谷原、寺の前、
	西中川、南中川、東中川、花丸、長生、高原、鍛冶、三条、高原井、諏
氷上地区	訪、鴻池、西山、池下、石ヶ坪、下重元、中重元、南重元、福万東、福
	万西、山大寺南、山大寺北
	塚脇、江村、八戸、白山1、白山2、原北1、原北2、四条、新開1、
下高岡地区	新開、川原井、正一、鳥打、駒足
	西土居、中代、高木南、高木中、高木北、熊田、西中井戸、東中井戸、
井戸地区	二条、南真行寺、勅使、公文明、川西、南山田、北山田